

羽根田文明著

天輪王辨妄

版權登錄

法藏館藏版

夫理王辨妄

緒言



世に最も恐るべきは敦厚なる愚民の妄信より甚しきなり。其信仰の程度厚しければ厚き程人を殘害して顧慮する所なきことハバツクル民の格言なり。凡そ洋の東西を問はず時の古今を論せず社會の愚民より組成するの原則なれば何れの邦國といへとも愚民の多數なるが同一般なり。而して其愚民中未だ政治思想のなき者といへとも必ずしも宗教信仰の思想を有せざるの民あることなし。然れとも彼等愚民の所奉兼教の正邪利害を辨別するの知識を有せず。故に高尚深遠の妙理を却て之を信せず。卑近淺短の妄説ハ特に彼等愚民の歸仰する所なり。其信仰の程度厚き者ハ之を人に傳説勸誘して終に一團體

を組成す而して中心之の害毒を社會に傳播することを知らず却て善教を世に公布するの老婆心とす是所謂慈悲心の世を害するものなり彼の耶蘇教の妄誕にして而も國害の最大なることハ識者の已に認知する所なれハ今茲に言はず抑吾邪の神道ハ皇祖宗の遺訓を報して忠愛の志氣を養ひ以て國体を維持するの大道本義なるに近頃神道の中に派名を樹て教會を組み種々牽強附會の妄説を捏造して愚民を誘惑し害毒を社會に流傳するもの少しとせず就中天理教會其最たるものなり抑該教會ハ一愚婦の主唱する所なれハ其言ふ所行ふ所妄誕怪説一も採るべきものなしといへとも然れとも愚民の多數之を妄信し其信仰厚き者ハ家業を棄て之を布教に奔走し而して中心之の害毒を世上に流布することを知らず却て善道と人に

施すものとす嗚呼迷へる哉余往年各邦を巡歴し親しく該教會蔓延の地に臨み愚民妄信の實況を視察するに其害毒の現社會風俗教育衛生經濟上ハ波及し地方文明の進路を障碍することの少からざるを認め之を撲滅の方法を實施するの急要を感じ俄然筆を採り該教會の起原より主義の妄誕弊害の實證等を詳論し撲滅の方法を以て之を結び號て天理王辨妄といふ

明治二十六年四月上浣

著者識

天理王辨妄 目次

- 天理王の起原
  - 十柱神の降下
  - 十柱神の妄誕
  - 十柱神の加除
  - 教會の主義
  - 八個の塵埃
  - 改式と改宗
  - 教職の品位
  - 弊害の實況
  - 撲滅の方法
- 以上

天理王辨妄

國粹館主 羽根田文明居士著

○天理王の起原

方今愚民を誘惑し。害毒を社會に流布し。識者の最も厭惡する所の。天理教會の起原を尋るに。大和國山邊郡庄屋敷村（今三島村ト合併）平民農中山善兵衛の妻みぎといへる者あり。其出生ハ同郡三味田村前川某の女なり。十三歳にして善兵衛に嫁し。終一男三女を生めり。其家代々淨土宗にして。みぎ幼年の頃より信佛の志深く。朝夕稱名念佛して終に五重の相傳とも受たりといふ。家計素より豊ならざれば。晝は夫に従ひて農事を補け。夜ハ内職に小倉織の鼻緒を造り。僅少の賃錢を得て生計を助く。然るに或

時其隣家安達源左衛門の妻乳を病み。其子照之丞の養育に苦めり。みき之を見て愍然に思ひ。自身の乳汁の充分なるを幸ひ。彼の照之丞を引寄せ乳養せり。然るに照之丞不圖天然痘を感じ。病氣日に増進して。殆んど生命も覺束なき景況に至る。爰にみき思へらく。此兒吾が實子にあらず即ち他家の預り子なり。故に若も死亡することあらば。彼へ他家の子なるが故に介抱充分ならざるとして。終に死に至りしとの世評を受んことの口惜ければ。假令吾が實子に代ても。此兒を助けんとて。種々醫藥を投ずるも更に効驗見えず。故に産土神を始め。稗田村及び武藏野村の大師に詣で。惡痘平愈を祈願し。猶二月堂觀世音に歩を運び。大悲の御利生を以て。此兒の病氣全快なごしめたまふと誓ひ。三年二月の禮參り

致さんことを誓ひ。若此兒の定命此度盡るものなれば。吾が實子三人の中。長男善右衛門へ。家督相續の爲に遣し留め。余の二子の生命を奪ひ。以て照之丞の壽命を。八十歳迄授與したまへと。七日七夜祈誓しけるに。神佛感應ましくして。照之丞の重痘忽然平愈すると同時に。みきの一女子死去せり。これみき三十二歳の時なり。其女子の死する後。みき懐胎し月満て女子を出産す。其女子三歳にして死亡すと云ふ。これみきが前に照之丞の爲に。吾が實子二人の生命を神に捧げて祈誓したるが故に。神直に二子の生命を奪はむ。先一女子を死せしめ而して又之を懐胎出産せしめ。更に亦之を死せしめ。一人として二度死せしめ。以て二人の數を充しめたまひし。神の恩恵なりといふ。其後みきに十柱の神の

八  
降臨ありしより。みぎの言行ハ即ち神の言行なりといひて。終にみぎを以て教祖と仰ぎ尊むに至れり。然るに此みぎといふ者ハ。素より學識徳望のありし証蹟もなく。又品行貞潔ならざりしことハ。今猶淫亂婆々の名稱の。其近傍古老の口碑に遺りあるを以て證すへし。又方今妄信徒の。最も景慕する所の行爲。即ち他子照之丞を助けんが爲よ。吾が愛子二人の生命を神に捧げて。祈願したるが如きハ。決して賞すべきの行爲にあらず。啻に賞せざるのみならず。最も惡むべきの所爲なり。何となれば。人の母にして吾が子よりハ他子を愛し。他子の爲に吾子二人の生命を奪ひ吳よといふが如きハ。母たる者の情義にあらず。特に照之丞を死せしめなば。世評如何を苦慮せしむが如きは。所謂名譽を買はんと

九  
する。みぎの利己主義にあらずして何ぞや。實にみぎは照之丞の爲にハ恩人なれども。死したる吾が子の爲には鬼母ともいふべし。然るに彼の妄信輩は。みぎハ普通人情の爲し能はざる所を爲したるが。故に普通人間にあらず。是即ち神なりといふが如きは。實に自惚の見解といふべし。試に見よ。若人の母にして吾子よりは他子を愛し。終に他子の爲に吾子を死せしむるが如き。母たるの情義を破る者あらば。之を神として崇敬するや否や。又我が國民にして。我が國よりは他邦を愛し。終に我が國をして。他邦の爲に失はしむるが如き者あらば。是國民の爲し能はざる所を爲したるが故に。人にあらず即ち神なりといひて敬拜するや否や。之に依て是を觀れハ。愚民の追慕するみぎの行爲は。實に倫理道德を

破壊する邪説にあらずして何ぞや。又神力業力に勝ずとありて。吾人の此世に出生して壽命の長短なるは。各々業感の然らしむる所なれば。神といへども之を如何ともすること能はず。然らば照之丞の命數盡きたればとして。他の生命を取て以て之を繼續せしむる如きは。神といへども爲し能はざる所なり。然るに社會愚民の多き。斯る妄説を信じ。みぎも如き一愚婦を教祖と仰ぎ。只管彼も行蹟を追慕する如きは。實に社會の爲否國家の爲に。慨歎に堪ざる所なり。

○平住神の降下

爰よみき四十歳の時即ち天保九年戊十月廿六日長男善右衛門農稼中俄に足病し歩行する能はず故は醫師に就き服藥療養するも更に

其効驗なし爰に同郡長瀧村に市兵衛といへる山伏行者あるを迎へて護廣を焚き加持を執行せしむるに足痛少しく平愈る故に同人をして一ヶ年内に十度の護廣加持を修行せしむ翌天保十年亥十月廿四日より例の加持を修行するに爰にみき俄然夢中になり幣を採て神降と叫ぶ衆人いひなる神の降臨すと問ふに吾神の這回此みきの身体及び其屋敷地面とも神の社に貰ひ請るなり若此義不服なれば此家斷絶するなり如何と爰に夫善兵衛始め親族一同協議して承服の旨を答ふ時にみき忽然正氣に復す其翌々日廿六日の夜に至りみきも居間の天井俄然鳴動して神降あり高聲に吾の國常立尊といふ又少時にして今前の如く鳴動して同く高聲に吾は面足尊といふ次に國狹植尊次に月讀尊次に雲讀命次に惶根尊次に大戸道尊次に帝

釋天命次<sup>しやくてんのみことつぎ</sup>伊弉諾尊<sup>いさだのみこと</sup>次<sup>つぎ</sup>伊弉冉尊<sup>いさだのみこと</sup>以上十柱<sup>いじょうじちゅう</sup>之神<sup>のかみ</sup>漸次<sup>せんじ</sup>二三年間<sup>にさんねんかん</sup>に降臨<sup>かうりん</sup>すといふ此十柱<sup>このじちゅう</sup>と惣合<sup>そうがっ</sup>して最初<sup>さいしゆ</sup>は之<sup>これ</sup>を轉輪王命<sup>てんりんわうのみこと</sup>と稱<sup>なづ</sup>せしなり<sup>なり</sup>信<sup>しん</sup>此轉輪王<sup>このてんりんわう</sup>の名稱<sup>なづかひ</sup>のいふなる所<sup>ところ</sup>より採<sup>と</sup>りしといふにみき常<sup>つね</sup>は三世<sup>さんせ</sup>草<sup>そう</sup>といふ佛敎<sup>ぶつがう</sup>小説本<sup>せうせつほん</sup>を讀<sup>よ</sup>み居<sup>ゐ</sup>たりと<sup>と</sup>此册子<sup>このほん</sup>の中<sup>なか</sup>に四轉輪王<sup>してんりんわう</sup>のこと<sup>こと</sup>も記<sup>し</sup>ありみき之<sup>これ</sup>を見て轉輪王<sup>てんりんわう</sup>の世界中<sup>せかいぢゆう</sup>の王<sup>わう</sup>なること<sup>こと</sup>と思<sup>おも</sup>ひて轉輪王命<sup>てんりんわうのみこと</sup>と號<sup>なづ</sup>せしと<sup>と</sup>其後<sup>そのち</sup>轉輪王<sup>てんりんわう</sup>といふ名號<sup>なづかひ</sup>の佛經<sup>ぶつがう</sup>上<sup>かみ</sup>所<sup>ところ</sup>々に顯<sup>あら</sup>れたること<sup>こと</sup>を聽<sup>き</sup>き余<sup>あま</sup>り佛經<sup>ぶつがう</sup>の全<sup>まる</sup>揭<sup>た</sup>もいふと思<sup>おも</sup>ひて終<sup>つひ</sup>に轉<sup>てん</sup>の字<sup>じ</sup>を天<sup>てん</sup>に書<sup>か</sup>換<sup>か</sup>て天輪王<sup>てんりんわう</sup>と改稱<sup>かいせう</sup>したり其後<sup>そのち</sup>世運<sup>せうん</sup>の進<sup>すす</sup>歩<sup>ほ</sup>に誘<sup>さそ</sup>はれ天<sup>てん</sup>宇<sup>う</sup>の熟語<sup>じよくご</sup>を考<sup>かん</sup>へ輪字<sup>りんじ</sup>と理<sup>り</sup>に交<sup>かう</sup>換<sup>かん</sup>して終<sup>つひ</sup>に今<sup>いま</sup>の如<sup>ごと</sup>く天理王<sup>てんりわう</sup>と改稱<sup>かいせう</sup>せしは名稱<sup>なづかひ</sup>の退步<sup>たいほ</sup>改良<sup>かいりやう</sup>といふべし而<sup>して</sup>無智<sup>むち</sup>の妄信<sup>まうしん</sup>徒<sup>た</sup>の天理王<sup>てんりわう</sup>と天理<sup>てんり</sup>の王<sup>わう</sup>なりと誇<sup>ほこ</sup>ると雖<sup>も</sup>王<sup>わう</sup>と臣<sup>しん</sup>に對<sup>たい</sup>するの稱<sup>なづかひ</sup>なれば十柱<sup>じちゅう</sup>の神<sup>かみ</sup>が天理<sup>てんり</sup>の王<sup>わう</sup>

なれば天理<sup>てんり</sup>の臣<sup>しん</sup>とはいふなる神<sup>かみ</sup>なるやとの責問<sup>せきもん</sup>を受<sup>う</sup>るに至<sup>いた</sup>ら<sup>ら</sup>又<sup>また</sup>いふなる名稱<sup>なづかひ</sup>に變改<sup>へんかい</sup>するやも計<sup>はかり</sup>りむたし夫<sup>そ</sup>れ名<sup>な</sup>の實<sup>じつ</sup>の實<sup>じつ</sup>なれば其<sup>その</sup>名の正<sup>ただ</sup>しむらざるは其實<sup>そのじつ</sup>の正<sup>ただ</sup>しむらざるを證<sup>しやう</sup>すべし特<sup>とく</sup>に我邦<sup>わがくに</sup>の神<sup>かみ</sup>と呼<sup>よ</sup>ぶに尊<sup>たか</sup>といふの各個<sup>かくかく</sup>の身<sup>み</sup>軀<sup>たい</sup>に就<sup>つ</sup>く名<sup>な</sup>にして大神<sup>たいじん</sup>明神<sup>めいじん</sup>或<sup>ある</sup>は宮神<sup>みやかみ</sup>社<sup>しゃ</sup>といふは一神<sup>いつしん</sup>或<sup>ある</sup>は數神<sup>すうしん</sup>を合祀<sup>がっし</sup>して呼<sup>よ</sup>ぶ所の號<sup>なづかひ</sup>なり例<sup>れい</sup>せば四神<sup>ししん</sup>を合祀<sup>がっし</sup>して春日<sup>かすが</sup>大神<sup>たいじん</sup>といひ住吉<sup>すまき</sup>明神<sup>めいじん</sup>といひ五神<sup>ごしん</sup>を合祀<sup>がっし</sup>して稻荷<sup>いなり</sup>神社<sup>しんしゃ</sup>といふも如<sup>ごと</sup>く斯<sup>ごと</sup>の如<sup>ごと</sup>く神名<sup>かみ</sup>と社號<sup>しゃごう</sup>との自<sup>おの</sup>ら區別<sup>くわつべつ</sup>判然<sup>はんぜん</sup>たり然<sup>しか</sup>れども一神<sup>いつしん</sup>を祀<sup>まつ</sup>りて神名<sup>かみ</sup>を直<sup>ただ</sup>に社號<sup>しゃごう</sup>と呼<sup>よ</sup>ぶものなきにあらざれども數神<sup>すうしん</sup>を合祀<sup>がっし</sup>して命名<sup>のみことな</sup>を社號<sup>しゃごう</sup>に呼<sup>よ</sup>ぶものあることなし然<sup>しか</sup>らば十柱<sup>じちゅう</sup>の神<sup>かみ</sup>を合祀<sup>がっし</sup>して天理<sup>てんり</sup>王<sup>わう</sup>大神<sup>たいじん</sup>といふ又<sup>また</sup>は天理<sup>てんり</sup>王<sup>わう</sup>神社<sup>しんしゃ</sup>といふは可<sup>か</sup>なるも十柱<sup>じちゅう</sup>を合<sup>あ</sup>せて一神<sup>いつしん</sup>と呼<sup>よ</sup>ぶ命<sup>のみこと</sup>の名<sup>な</sup>を附<sup>つ</sup>して天理<sup>てんり</sup>王<sup>わう</sup>命<sup>のみこと</sup>といふも如<sup>ごと</sup>き名<sup>な</sup>と



號と混濁したるものなり殊に天理王の三字の漢音に呼び命の一字を國語に唱ふ實に漢和混稱の神號本邦古來曾て其例を見ず而して該教會の前に記するが如き一愚婦の主唱する所にして其愚婦を教祖と仰ぐ今一段降りたる愚民の集合体なれば斯る誤謬のあはるは理の當然なり然れども後日進歩して余が此説を服せるときの將來天理王大神との神社と仰いふ稱號に改るや必せり余今より之を預言し置くべし

○十柱神の妄誕

天理教會の所奉の神とする十柱の神の事の彼の教徒等が秘藏珍重する天理教主意書に記するを見れば實に妄誕怪説にして一も信用すべきものなしといへども今試に其大要を記して讀者に示さん彼

書に曰此世界成立以前に八月日もなく亦人間もなし只泥海なり其中に二神あり是即ち今の月輪日輪なり月を國常立尊といひ其正体ハ一頭一尾の大龍にて泥海の中に現れて國の床を見定めたまふ故に國常立尊といふ又日を面足尊といひ其正体ハ十二頭三尾三劍の大蛇なり此月日の二神を以て世界万物造化の祖神とす偕此二神の忠召に吾等泥海の中にのみありて誰も神と敬ひ呉る者もなく實に氣の痛むことなれば爰に人間を造り其人間に神が入込みて物事を教へば陽氣遊びも出來るなるとしと二神相談したまひ偕此人間を造るに種苗代道具雛形あくてハ叶えず今是等の物を見出さんとして泥海の中を見渡たまふに北の方に人魚あり又南の方に白蛇あり月日の二神ハ此二者を以て人間を造る雛形にせんとして二者

對して日今汝等の心姿を以て人間の種苗代雛形に貫ひ請んとす  
 而して人間を造りたる上へ其人間として汝等二者を世界第一の神  
 と崇め尊敬せしめんとて二者の神名を伊弉諾伊弉冉と授けたまふ  
 夫より月日の二神の男女の一の道具五腑心魂を造らんとて泥海の  
 中を見渡たまふに戌亥の方に鯨あり之を以て男の一の道具とし猶  
 人間の骨と定め之を月讀尊と授けたまふ又辰巳の方に龜あり之を  
 以て女の一の道具と定め猶人間皮接の守護とす之を國狹植尊と授  
 けたまふ又東の方に鰻あり之を以て人間飲食出入の道具と定め雲  
 讀命と授けたまふ又未申の方に鰈あり之を以て人間息吹分の道具  
 と定め惶根尊と授けたまふ又西の方に黒蛇あり之を以て飲食草木  
 引出の道具と定め大戸道尊と授けたまふ又丑寅の方に河豚あり之

を以て人間死生の縁を斷る道具と定め帝釋天命と授けたまふ以上  
 十種にて道具雛形等悉皆完備せり爰よ於て月日の二神に人間の心  
 魂と定めんと泥海の中を見渡したまふに九億九万九千九百九十九  
 疋の鱈あり之を以て人間各自の心魂と定め終に人間世界を造化し  
 たまふ爰を以て月日の二神は造化の元神として伊弉諾伊弉冉の二  
 尊は父母の始めにて餘の六神の種子苗代道具雛形等なり故に此十  
 柱神を惣合して天理王命と尊崇すといふ嗚呼斯の如きの妄誕怪説  
 は彼の挑太郎の昔噺に相似たり斯る妄説に誰の正々の陣を張り堂  
 々の論鋒を用るを要せん唯一の稚話笑談に附して止んのみ然れど  
 も我邦皇祖の神祇として之を虫魚とするに至りては不敬も亦甚し  
 めらざるや夫世界の開始を論ずるもの彼の耶蘇教の造化説に依れば

天神無一物中より世界を造成し最後に塵を束ねて之に天帝の精氣を吹込み以て人を造るといひ又進化論者は人は猿より進化したるものなり故より人の始祖ハ猿なりといふ今天理教會の説に依れハ造化の祖神即ち月日の二神ハ龍と蛇にて人間の身軀ハ人魚と白蛇と鱧と龜と鰻と鰈と黒蛇と河豚にて其心魂ハ鱈なりいふに至りては實に言語道斷唯抱腹絶倒するのみ

○十柱神の加除

前に中山みきに降りしといふ十柱神の中第五雲讀命と第八帝釋天命との二神名ハ本邦の神典上に曾て見ざる所否決して在らざる所の神名なり此曾て在らざる所の二神の降るべき理由あることなし而してみきハ明治二十年舊正月廿六日に死亡し其翌廿一年四月に

至りて天理教會の許可を得たり其許可を出願するハ際し雲讀命と帝釋天命との二神名の本邦神典に之なきを覺知し此二神名を除き新に豊斟淳尊と大戸邊尊との二神名を加へて出願し許可を得たり是故に教會開設以前即ちみき生存中の十柱神と教會開設以后即ち現今の十柱神との全く二神の加除あることハ該教徒も能く之を知る所なり然ればみきに降りしといふ十柱の神の中二神(雲讀帝釋天)ハ教會出願の際に除かれ而してみきの曾て知らざる二神(豊斟淳大戸邊)の新加入したるなり是十柱神組織の曖昧なる一證とすべし又神道の一説にハ諸神二尊以前の諸神ハ渾て其實神軀のあつべきにあらず唯是國土成立の順序を賞賛するの尊號にして所謂理神號なり例へば國常立尊といふハ葦牙の元靈を尊稱し面足尊

と云ふハ容貌威儀の完備し地面満足の尊稱なるも如し余ハ皆之に準ず此説に依るときは十柱神の中諾冉二尊と月讀尊の三柱ハ現在の神にして余の七柱ハ皆理神號にして實在の神にあらず其實に在らざる所の神のみきに降るべき理由なし何れの説に依るも十柱神の組織の妄誕なること知るべし又主意書中に十柱神に諸佛菩薩を配當し本迹に摸擬するも如きハ素より論ずるに足らざるなり

○教會の主義

天理王命は一愚婦の主唱する所にして彼のみき死亡の後に至りて狡猾者の巧みよ組織したる一の教會講社なるも故に其主義の曖昧摸糊として組織の不整備なるは其教祖及び組織者の人品を見て知るべし而して彼も主義の大要といへば十柱神の中國常立満足の二

尊と月日の二神とし此二柱世界及び人間を造化せんとて先父母の二神を造る之を伊弉諾伊弉冉の二尊とす其他の六神は人間の身軀及び心魂を造るの材料に供す故に月日の二神は世界及び人間造化の祖神とし特に尊崇する所なり凡そ洋の東西を問はず世界萬國共に人智の未だ開けざる草昧野蠻の民は概ね己も思料分別の届かざるものは皆之を神視して恐るゝは一般野民の常態なり就中其最も恐るゝ所のものは天なり而して天を惶るゝ所以は日月の運行朝夕の出没實に蠻人の思慮の及ばざる所なればなり故に我邦といへども上古には日神月神の稱あり又神武天皇東征の時群民に諭して朕は太陽即ち日神の子孫なりとのたまひしは當時群民の太陽を日神として恐れ敬ひしを以てなり是神武御偉業の一として見るべし

とは史家の常に唱道ある所なり我邦現時といへとも日月を神視して朝夕之を敬拜するものあり明治の今日猶且然り況んや上古草昧の世に於てをや次に諸丹二尊を以て父母の始祖とすといふは是亦洋の東西を論ぜず時の古今を問はず人の文野を言えず假令政治宗教の思想の曾て之なき蠻人といへども父母を愛慕せざるものなし故に各國の史上往々壯大華麗の墳墓を記するものあり是上古人といへども父母を愛敬したるの一證とすべし余或る無宗教地に至るに人民寺院に詣り佛陀を拜することと爲さずといへども其祖先の墓に至り安否を問ふが如き言語を發し歩を墓所に運ぶもの頗る多きを實見したり斯る無智の愚民といへども祖先を追慕すること猶生前に異ならず是天然の人情なり又次に衆人の最も貴重する所のも

のハ自身なり此身ハ國狹植尊を始め六神の資料となりて成る所なりとす爰を以て月日の二神ハ造化の元首諸丹二尊ハ父母の始祖他の六神ハ自身の材本なり故に人間の災害の掃除疾病の平愈幸福の授與胎兒の安産等を十柱神即ち天理王命に祈り願ふハ此世界及び此身心を造化したる神なるの故なり例へば家屋の破損したる時は其修繕を其家屋を造作したる大工に托するが如し大工ハ其家屋を造作したるものなり何ぞ修繕を爲すことの難いらんや然るに人若疾病に罹り其身体を造化したる十柱神に祈らずして醫藥を服して之を平愈せしめんとするが如きは恰も家屋の修繕を大工に托せずして小刀細工を以て之を修補を爲さんとするが如し勞して其効なきは理の當然なり其他災害貧窮安産等凡そ人世に發現する吉凶禍

福亦皆之に準じて知るべしと渾て現世的而も眼前の小利を説き貧病二者一個人の希望を充さんことを以て主義とし曾て社會的國家の廣益を謀らず又未來的安心立命の地を示さず斯る淺劣なる主義なるが故に中等以上の人士を信服せしむるに足らず只下等人種即ち無智の愚民或は貧病二苦に迫る者の歡心を買ふに過ぎず其故は疾病に罹るも醫藥を服するに及ばず産婦も腹帶を要せず臨産に産婆を雇はずして白紙一枚の上に安産し且産後六日間床に座するに及ばず直に業に就くべし又天然痘の流行するも神札を所持すれば感染することなし又農家に作物肥の授けいふことあり糠と灰と土とを各三合宛調合して田畑に散布するときは肥料一駄の代用を爲すといふ又時としてい威赫的手段を施し以て愚民を恐迫するこ

とあり其言に曰此世界亡滅の期近きにあり其現證は彼の美濃尾張の大地震是其前兆なり故に早く吾も教會に加入すべし教會員は神の恩恵によりて世界滅亡の災害を免るべしといへり皆是愚民及び貧病者を籠絡するの主義にあらずといふことなし是等ハ皆彼が専ら秘密主義にして公然言へざる所なりといへども然れども該教徒中よ正しく實施し居る所の事蹟なれば覆ふべし現證なり又中山みぎを以て教祖と仰ぎみぎの言行は神の言行なれば教徒たる者ハ宜しくみぎの所爲を以て己が行爲とすべしと而してみぎの行爲の主たるもののみぎハ獻身的に教義を擴張し爲る家産を破倒して貧窮に迫り或は官府の嫌疑を受て警署に引致せられ種々困難に陥るも終にハ教祖と仰がれ神と祀られ數万の信徒に拜禮を受て榮

名を四方に耀せり故に教徒等の布教の爲に身命を顧みず何が家産の破倒を憂へん然れども一旦の貧窮に迫り一時の困難に陥ることもあるも終に神の恩恵を蒙り富貴名譽共に受るや疑なしみきの歌に 山坂やいばら苦勞やめけみちや劔の橋も通りぬけりとあるすなはち此意なりといふ

○八個の塵埃

天理教會徒の教會所或は集談所又ハ信徒の家宅に數名集合し太鼓三味線琴鼓胡弓横笛摺鉦柏子木等を打鳴し彼の子守歌にも遙に劣りて殊に拙なき俗歌を謠ひ男女混合して各々日章の扇を持ち怪しき手振りとなして狂ひ踊る様は實に正氣の沙汰とは見えす而して教徒等は之を稱して神樂といふ抑神樂の儀式は神道に古典の傳へ

ありて決して斯る賤しき拙きものにあらず若此の如き卑劣なる俗踊を稱して之を神樂といふならば彼のカツボレ踊りも神樂といはざるを得ず又謠ひ踊りて疾病の平癒し金財の得らるゝものならば彼のヘラク踊り子は皆無病にたて金満家となるべし且其手踊りの唱へに悪きを拂ひて助けたまへ天理王の命といふ其悪きといひかなるものなるやと問ふに八個の塵埃なりといふ其八個とは一に惜二に欲三に可愛四に憎五に慾六に高慢七に恨八に腹立是なり以上八個のものは吾人を損害するものなるも故に之を塵埃といひ神の威力を以て之を拂ひ除んことを祈るなりと余曰此八個のものを拂ひ除きて其余に助て貰ふものあるや又は此八個を除き去るも直に助て貰ふといふ意なるやと問ふに判然答辨するものなし而して

此八個のものは他より襲ひ來るものにあらずして自己の心中より發る所の煩惱なり然らば是を神に拂ひ除きを祈らんよりは自心を制せんに如ず自心へ此八個の塵埃の製造元なればなり然るに自心は日夜に之を製造しつゝありて毫も制止せず唯ひとへに神に祈りて之を拂はしめんとせむるの神を塵埃取除者とするも如し嗚呼前には皇祖の神体を虫魚とし今又之を塵埃取除者に配す不敬も亦甚しあらずや

○改式と改宗

神道へ我邦の皇典古式にして宗教にあらずることの識者の己に知る所なり然るに神道者中に神道を國教と稱し之を宗教の如くに説く者あり實に神道者の神道しらずといふべし特に天理教會の教職

の如きハ槩ね無學文盲の愚物なれば神典に闇きハ論ずる迄もなし只神道の皇室に接近なるを奇貨とし無智の小民に對して吾が天理教會ハ神道直轄なり直轄といふハ恐れ多くも天皇陛下の御親轄あらせたまふ所なれば吾が教會の主意ハ即ち朝廷の御趣意なり日本の臣民にして朝旨に遵ハぬ者ハ朝敵なり彼の佛教の如きハ印度の傳來外國の輸入教なれば素より我が國教にあらず然らば我が國民たる者吾が國教に遵ハハ臣民たる者の本分なり特に佛教は最早朝廷より廢止せられたるものなれば到底廢滅するものなり且當今み暫時の猶豫を與へたるものなれば到底廢滅するものなり且當今ハ信教自由の憲法も實施せられし時なれば速に外國傳來の佛教を棄て我が國固有の國教たる神道天理教會に改式すべしと出放題な



る甘言を以て威し説くに無智の賤民深き思料もなく之を聞て一應  
 有理と思ひ殊に天朝の御趣意といひ信教自由の時世なれば何ぞ猶  
 豫すべき直に改式の手續を爲さんとす爰に教職得たり此機失ふべ  
 からずと豫て仕入置たる改式届書の文案を示すよ無智の小民直よ  
 之に調印し輕舉にも祖先代々の歸依信仰したる菩提所へ一封の書  
 面一片の端書を投じ無造作にも離壇を申込む徒少しとせず余其改  
 式届書を披見するに此度朝廷の御趣意に遵ひ神道に改式云々又ハ  
 天皇陛下の思召に隨ひ自今神葬に改式云々等の文言なり一家の私  
 事に皇室の御稱號を用ひ至尊の御名稱を濫用するが如きは實に不  
 敬も亦甚しめならずや抑皇室の御葬祭ハ之を國葬と稱して神葬とは  
 いはざるなり是本邦の古典式例にして所謂國儀式なり宗教上の儀

式にあらずるなり而して皇室の宗教上に對せられてハ御歴代天皇  
 御歸依あらせられし勅會即ち宗教上の御儀式は今日といへども  
 猶舊例に依て御修行あり即ち毎年一月東寺に御執行あらせたまふ  
 後七日の御修法これなり特に四條帝以來御歴代の御菩提寺京都泉  
 涌寺靈明殿には御歴代の御尊牌を奉安し時々の御法要怠らせたま  
 ふことなく又住職以下には年々原く御手當金の下賜あり加之御法  
 用費及び堂舎修繕費等亦皆宮内省の御支辨なりとぞ又泉山の開祖  
 俊傍法師に月輪大師の謚號あり且從來皇室に御由緒ある寺院二十  
 余ヶ寺には今に永世祿の御下賜あり其他諸宗の開祖の年忌法會に  
 は勅使を參向せしめ御供物を進じたまひ又宗祖及び中興に各々大  
 師號を謚りたまふ等皆是宗教御崇敬の勸旨にあらずといふことな

し已に皇室よ於て現に斯る御取扱のあらせらるゝにも抱らず天理  
 教會徒ハ只一通の改式届書さへ送れば祖先代々の菩提院も最早此  
 一紙にて縁断れと思ひ累代の墓石を破壊し代るに木標を以てし祖  
 先より崇敬し來りし佛壇を賣却し佛像を取除き其甚しきに至りて  
 は佛像及び祖先の位牌等を溝河に投棄し或之を風呂場に焚きし  
 者さへありといふ斯る不敬不孝の暴行を爲しは、是朝庭の御趣意  
 なりといふに至りては只これ發狂者として止んのみ余或る寺院に  
 在りしとき天理教會の改式者其祖先の位牌を携へ來りて住僧よ  
 之も性根拔きを爲し吳よと申込みし者あり彼等ハ從來此位牌よ祖  
 先の性根の安住するものとして敬拜せしも今改式志たる上は早く  
 燒棄んと思へども若や祖靈の止りあらんよ心づゝりて終に斯るこ

とぞ申來りしものならん素より愚民妄信の所爲なれば其痴情惑む  
 べきも其行爲實に惡むべし抑吾邦古來毎家に佛室を設け佛像を安  
 置するは素これ一己の私設にあらず日本書紀天武天皇十四年の詔  
 に曰く諸國家毎に佛舍を作り乃ち佛像及び經を置き以て禮拜供養  
 せよとあり然れば本邦各戸佛像を安置するは遠く天武帝の詔勅に  
 起因したるものなり然るに天理教會改式者の濫りに佛像等を溝河  
 に投棄し或之を燒却する如きハ實に現刑法上の輕罪人にして  
 道德上祖先に對するの不孝者遠くハ天武帝に對する違勅の大罪人  
 といふべし現在世間を見よ故人を追悼するに其人生存の時生花を  
 好みし人ならば生花會を設けて亡靈を慰め或ハ淨瑠璃を好きなる  
 人ならば淨瑠璃會を開きて死者の靈を祭り其他詩歌書畫抹茶園碁

等皆各々其好みし物を手向て死者の亡靈を慰むは皆是感情の自然なり斯の如く只一時の遊戯物といへども猶且然り況んや祖先の歸依信仰したる教法に於てとやいかに信教自由の權の已れに在ればとて祖先の信仰を左右すること能はざるなり故に自身に假令いかなる教式を用るも祖先を祀るには祖先が已に歸依信仰したる教式を以て之を祭ること祖先への孝道なれ又天理教會徒等へ濫りに信教自由の四文字を利用するなれども神道すでに宗教にあらず教法ありとれば國教といふべからず本邦國有の國教といへば即ち佛教なることは歴史上諍ふべからざる實證あり然らば神道の宗教にあらずれば憲法第廿八條の信教自由の教の字中に攝在すべからざるや論を待ざる所なり若神道と宗教とし信教自由の範圍内に攝する

とて神道前途の安危實に謀るべからず神道將來の安危は我が國体前途の安危なり豈思はざるべけんや今試に其理由を略述せん夫神道と宗教と異なるなれば現今我邦に神道と佛教と耶蘇教との三宗教ありと假定せよ而して信教自由といふは此三宗教の中何れを信ずるも我が自由の權内なり然るに人の宗教を信ずるは彼の忠臣の二君に仕へず貞女の兩夫に見えざるも如く其一宗を信ずれば他の二宗は之を信ぜず信ぜざれば亦之を敬せざるは自然の情狀なり故に我邦人にして耶蘇教を信ずるものへ神道佛教の二宗を信ぜざるなり信ぜざれば亦之を敬せざるなり耶蘇教を信ずるもの佛を敬せざるの當然なりといへども日本臣民にして耶蘇教を信ずるも故に皇祖大神を敬せざるも之を恕すべからざる若信教自由なれは之を恕

すべしといへば我が國體を破壊せん又之は恕すべからず必ず敬  
 すべしといへば信教自由を侵害せん斯く論じ來れば神道を宗教と  
 し信教自由の範圍内に攝せんとせざるは優勝劣敗の時勢佛教哲理の眞  
 劍の下に耶蘇教と共に亡滅に歸せんも亦知るべからず神道の亡滅  
 へ國體の破壊なり神道の確立へ國體の命運なり苟くも愛國の精神  
 あるもの誰の神道の確立國體の維持を希望せざらんや故に余は飽  
 迄も神道を宗教とせず信教自由の範圍外に獨立し優勝劣敗の世塵  
 を拂ひ大聲疾呼して我が神道へ宗教にあらざれは信教自由の説へ  
 採らず吾も道へ本邦開國皇祖大神の遺訓を奉じ國體を護持するの  
 大道なれば苟くも日本臣民たる者へ何宗教を信ずるに抱らず國民  
 舉て祖宗を敬するは子孫臣民の當に務むべきの本分なりとの主義

を擴張せんとす然るときは全國民舉て佛教を奉じ又耶蘇教を信ず  
 るに至るも毫も其侵害を蒙らず儼然獨立するや疑ひなし然るに現  
 今の神道の如く彼の耶蘇教に摸擬して天神造化天地主宰の説を設  
 け派名を樹て教會を組織し佛耶二宗に比肩して教域を争ひ剩へ神  
 葬祭式を發行して葬禮屋の仲間入を希望するが如きは實に神道の  
 爲國體の爲慨歎に堪ざる所なり神道者といへども神道の已に宗教  
 にあらざることを認むる故に自ら改式を唱へて改宗といはざるに  
 あらずや此改式と改宗の二義を了解せば俗式と宗教の區別判然た  
 り

○教職の品位

教導職とは正道を教示して愚蒙を誘導するの職務なれば學識徳望

衆人の上位に在る者にあらざれば實行し能はざる所なり然るに神道は俳優講釋師賣下者等を教導職に補じ槩ね裏長屋に住み社寺の門隅人家の軒下に障子を圍ひ行燈の如き中に蟄居し時候の衣服すら身に纏ふこと能はざる者或ハ村落を徘徊し人相家相黒色判断と呼び歩く如き賤しき拙き者ふれば學識徳望等のあるべき筈なし斯の如き輩を講義とい訓導といふ教職に補じたるはうも誰を教導せざむるや就中天理教會の教職の如きハ其最も甚しき者なり槩ね神典を披きたることなき無學文盲の愚民にて其業体といへば糞桶荷ふ水呑百姓馬子日雇稼博徒等なり斯る無智の賤民も僅に五十錢の七十五錢の納金とへすれば直に神道管長より何之誰教導職何々に補ず神道管長正何位何爵何之某と記し大なる朱印を押たる辞令

書を交付す爰に無智の小民斯る立派なる辞令書を受けて恰も總理大臣の御親任書にても拜戴したる如き思ひを爲し最早吾等を今日より判任官の取扱を受る身分なりと殿上にも昇る心地して村内を威張り歩き愚民を瞞着す彼等愚民の村會議員の被撰權をも有せざる否有するも撰に當る例のなき身分にとりては斯く嬉しく思ふも有理なり然りとはいへども自家の産業を投捨て狂奔し爲に父母妻子の迷惑するとも顧みず親族朋友の忠告をも容れずして説教に手踊りに葬祭に運動と終に家産を破るに至りては實に狂動職の名義を附するこそ至當なれ今も彼等愚民が教職を受し以後の實況を記さん昨日迄糞桶荷ひし土百姓が今日より俄に袴を着け高帽を冠り靴を穿ちカバンを提げ官員然として威張り歩き借説教するときハ直

衣を着し威儀を繕ひ粗体裁を整るも其説く所は所謂唐人の寐言として更に神道の白ひもなし偶々有識者が質問するときは吾輩の委しきことは存ぜず故に大和の本部に至りて問はるべしと而して本部に到りて問へば是は教祖のみきさまの仰なれば吾等ハ知らずといふ實に天理教會の智者の質問に逢へば只知らずと答るのみ其代りに愚者よ對へば決して知らずとはいはず出放題なる妄言怪説を吐き散し巧に愚者を籠絡す今其愚民瞞着手段の實況を示さんよ彼等ハ到底上位に對ひてハ口を開くこと能はざる故に先己が親族縁者に就き又ハ貧困者にして疾病に苦む者等渾て人の弱點に附込み甘言巧話を以て日夜機根を盡して且説き且勸む爰に愚民を根機に負け義理に迫り心漸く動みんとするを見て貪民には聊の米錢を

與へ之を餌として終に教會に加盟せしめ若病者の醫藥を服するあらば直に之を止め而して神樂を奏するといひて太鼓三味線等を鳴し陽氣なる手踊りを爲す其氣轉によりて偶々疾病の怠ることあらば是即ち天理王命の御利益なりといひ又其効驗の見ゆるときはこれ信心の足らざる故なりといひ若病者の死することあらば心よ神を疑ひしによりて神罰を蒙りたるものなりと胡尸化し去るは彼等が常の手段なり今又瞞着手段の一實蹟を示さんに或所に夫婦と一子あり其婦曾て天理王命を信じ其夫に勸めて之を信ぜしめんとするに夫更に之を信ぜず然るに婦或時乳を病み乳汁の充分ならざれば教會に至り教職に就き乳病の平愈を神に祈らんことを依頼す教職の曰く貴家の主人は天理の神を信ぜらるゝや否と婦曰く妾

度々之を勸むるも未だ信ぜずと教職の曰く主人は婦よりいへば夫  
 なれども子よりいへば父なり父は國音ちといひて乳と同音なり  
 故に此子の爲に必要なる乳の悪き即ち此子の父の心の悪き故な  
 り是天の理なり是故に今此子の父の神を信ずれば父の心の善くな  
 る故に又乳も善くなるは是亦天理なり爰を以て今乳を善くせんと  
 すれば父を善くせざるべからず仍も早く父を勸めて神を信ぜしむ  
 れば乳亦直に平愈すべしといへり婦之を聞て成程有理と合點し家  
 に歸りて夫を説き吾子の爲に神を信ぜよと泣て勸めしといふ偕此  
 婦の此説に信伏したるは智識の足らざるの致す所なれば恕すべし  
 といへども苟くも教導の職に在る者にして斯る拙劣なる妄説を吐  
 くは何ぞや夫乳父は國語ちといふといへども乳はちといひてち

ちといははずしゆれとも乳は一音よて言ひ憎く特に血と同音なる  
 故よ之をちといひ習はせしものなり是位のことば方今八歳の  
 童子も能く知る所なり又或所の説教に世間に冥加につぎるといふ  
 は是は月日の神の恩を知らざることをいふなり其の故ハ冥加の冥  
 (明)の字ハ月日を合せたる文字なりといひしを聽し者ありて余に  
 之を語る嗚呼又是何たる妄解ぞや冥加の冥の字の明よあらざるこ  
 とハ小學生徒も能く之を知る此程のことば知らざる身と以て教職  
 を受け公衆に對ひて説教する杯とは實に向不見の蛙百姓の大膽不  
 敵よ驚めざるを得ず斯る無學無智の愚人を教職に補ずるときは音  
 に其益なきのみならず實に我の神道の体面を汚し延て國体上にも  
 關係を及ぼすこと小少にあらず之の管長たらん者道の爲否國の爲

少しく省察する所あり

○弊害の實況

方今天理教會の蔓延して其害毒を蒙りつゝあるは大和伊賀近江山城攝津紀伊播磨丹波等を最とて余其地方を巡回し實際に就き害毒の景況を視察するに實に見るに忍びざるものあり是我が邦愚民の多く教育程度の卑きを證するに足る故に各地具眼有識の士に夙に之の害毒を認め之の防遏の法策を講じ百方苦慮して利害得失を論すも何分道理の何たるを解せざる愚民の妄信なれば到底道理に伏すべくもあらず爰を以て止むことを得ず壓制的手段を施し或は村會の議決又ハ有志者の申合規約を設け以て天理教會に加入せざることを誓約せしめ若盟約を破る者は貳拾圓以下の違約金を出さし

め又ハ村内の交際を遮断する等の文言を記して記名押印せしめ或ハ田畑所有者ハ若小作人にして該教會に加盟する者あらば小作年限に拘らず直よ田畑を返還せしめん等の威壓的方法を實施するの止むを得ざる場合に立至らしめたり其他村長駐在巡查教員神職僧侶等ハ竊に村民の行爲に注目して之の豫防の策を講ぜざるものあり是皆に十柱神を邪神視するにあらず又強ちに教會を惡むにあらずといへども愚民が十柱神を信じ教會に加入すれば其弊害の現る風俗教育衛生經濟上に波及するを以てなり何を以て其害毒の現社會の上に及ぶるなれば該教會の主義ハ十柱神即ち天理王命さへ信すれば皇大神及び産土神をも敬拜するに及ばずといふ夫れ我國古來より國民舉て皇祖大神を敬するハ克く忠愛ハ美風の存ずればな



り又人民産土神と已も祖先として之を拜するハ亦克く親孝の良俗  
 の在る所なり然るに十柱神を信すれば是等を敬拜するに及ばずと  
 いひ而して十柱の中に皇大神を加へず是我國忠孝の美風良俗を破  
 壞するものにあらずや又方今人智の發達社會の進歩を謀り宇宙の  
 道理を究明するの時運に際し彼の無道徳的なる主義を擴張し愚民  
 として彌々愚境に陥らしむ是教育の進路を妨碍するものにあらず  
 や又該教徒ハ自身は素より父母妻子の疾病に罹るも醫師に就き服  
 藥を爲さしめず若醫藥を服するときは神を疑ふ者とし神罰を蒙る  
 と威迫し病者の枕上にて太鼓三味線等にて囃し立て雜沓にも男女  
 數人謠ひ踊る之が爲に病者逆上して終に死に至る者少しとせず其  
 死期に臨み世間への申譯に醫師を迎ふも最早手後れし如何とも

る能はず終に空しく死に就しむるが如きは實に倫理を破り道徳  
 な滅するの邪妄なり斯の如きは余が屢々見聞する所にして又新聞  
 紙上往々報ずる所の事實なり特は傳染病流行の時に方り此の如き  
 所爲あらば其害毒の波及する所實に謀るべからず豈衛生上一大妨  
 害と與ふるものにあらずや又該教徒はみきの行爲に習ひ神の爲教  
 會の爲は假令財産を擲けしも意とせず一旦は貧窮に迫り一時は困  
 難に陥るも頓て神の授る新幸福來るといひ家業を止め教職を受け  
 装束を調へ説教に葬祭に日夜東西に奔走し終には教會所或は集談  
 所を開設し手踊樂器及び葬祭用具を新調する等に少のらざる金錢  
 を消費して毫も補ふ所なし故に家勢日に衰減し終にハ祖先傳來の  
 田畑山林より居室家財までも賣盡して未だ迷夢の覺ざる者余が見

聞したるのみにても幾十人なるや知るべからず又偶々爰に來りて漸く迷夢を覺す者あるも最早一點の資もなく無一物中より神を恨み自身を悔むも既に遅し夫一家の貧窮は一村の貧窮なり一村の貧窮は終に一國貧窮の基なり然れば天理教會は國家貧窮の元素を醸造するものといふべし豈是國家經濟上に最大妨害を爲すものならずや思ひて爰に至れば地方有志者も壓制的にも威赫的にも之を防遏の方法を實行するは世の爲國の爲實に稱賛すべき美舉といふべし凡そ吾人の最も希望する所のものは富と壽なり又特に厭惡する所のものハ貧と病なり故に若貧者にして疾病に罹るときハ名醫に就き良藥を服する能はざるのみならず家計日夜に窮乏を訴るも故に聊病患の怠るあれば推て家業に就めざるを得ず疾病未だ全愈

に至らざるに勞働を爲すも故に病症忽ち舊狀に復し進て重症に陥るもの少しとせず是故に貧者の疾病に罹るハ所謂泣面に蜂の刺が如く實に不幸の極底といふべし天理教會の教職等ハ斯も貧苦と病苦に迫る弱點に附込み吾の教會ハ唯十柱神即ち天理王命と云へ信すれば神の利益によりて病氣も全快し幸福も得らるゝことなれば醫師を招くよ及ばず藥を用ひず而も金錢を要せざるのみならず却て會員中より幾分の米錢を施與する程なり故に教會に加入すれば得ありて損なし試に神を信じてハ如何然れども二心を懷きつゝ信ずれば利益薄し故に同じ信するなれば余事ハ一切關係せず唯一心に神を信するなれば其利益を蒙ること疑ひなし成るべくは教會に加入し會員となれば最早他人にあらず神の子なり神何ぞ吾子と

愚みたまはざるべきや若又不幸にして死することあらば數多の會  
 員中より五錢以上を出金として葬祭の費用を補助するの約束も結び  
 てあり又葬具も悉皆教會に備てあれば至極立派なる而も衆人の羨  
 む程の神式の葬祭を執り行ひて更に錢厘の出金もするに及はずと  
 貧病者に對ひて天上より牡丹餅の降る如き甘言を以て且説き且勸  
 む爰に貧病者此甘言を聞いていひて之に應ぜざらんや忽ち精神に  
 苦を忘れ快を覺ゆ故に喜色満面に充ち勇み進んで教會に加入し太  
 鼓三味線等の陽氣なる手踊を爲す此氣轉によりて偶々病氣の平愈  
 せしことあり凡そ貧者の病に罹るときは自身の病苦より家計上  
 の貧苦の増加して病勢を助くるものなり斯る時に際し忽然快を覺  
 る氣轉に疾病の全快する者は是更に神の所爲にあらずして全く氣

轉の功なり斯る自然の道理あるをも辨へず愚迷者の一途に之を神  
 の利生なりと妄信し漸次疾病の愈るに隨ひ妄信彌々増長し終に迷  
 淵の深底に沈没し此神恩報謝の爲には不惜身命以て教會の擴張に  
 盡力せんとて諸方を奔走し己れと均しき貧病人に就き吾等の現に  
 利生を蒙り永の難症も速に平愈したりと一犬虚を吼て萬犬之を實  
 と傳へ狂者走りて不狂者走るの習ひ逐次下流社會に蔓延して終に  
 愚民の一團体を結成するに至れり實に天理教會の恰も水の卑きに  
 就くが如く毫も上位に對ふ能はずして卑賤に流行す爰を以て該教  
 會の愚民の俱樂部にあらずば野蠻の集會所なり其現證の勅奏判官  
 は素より博士學士の無論通常の知識ある者誰か一人該教會を信じ  
 たる者ありや信徒の何れも百に足らざる天保錢生にして太郎作芋

助にあらずといふことなし偶々教會所長として威張り居る人物の彼の三百代言の糊口を凌ぐん爲に身を教會に寄せ芋の頭となりて芋助等を瞞着し以て己の口腹を肥養せんとするのみ實に氣の毒なるハ愚民共にして彼等の瞞着手段に乗り祖先傳來の田畑家財までも賣拂ひ大和の本部に送りて喜び居るハ誠に愍然の者ならずや余の此説を聞て只惡口罵詈の言の如く思ふ者もあらん故に其實に野蠻愚民たるの一實證を示さん或る村に天理教會の妄信者數名ありて其村内に教會所を新築せんとして有志者より數百圓の篤志金を募集し己に明日の教會堂の石突を爲さんとするまで運びたり然るに其發頭人即ち講元某(住所姓名は)ハ其夜深更まで明日の準備を爲し終に寐に就き翌朝五時に起出て便所に至り俄然吐血して倒れたり爰

に家人大に驚き直に村醫を迎へて之を診察せしむるに是卒中風に最早斷脈せし由を診定す爰に教會信徒數名集り來りて曰今日ハ教會所建築の石突にて大吉日なり吉日にハ必らず斯る變異の起りし實例大和紀伊等に數多ある所なれば毫も驚くに足らず今より吾等信徒が身を清めて祈禱すれば直に甦ること疑ひなしと村醫の曰此人最早斷脈せり豈蘇生すべきや然れども若神に祈りて再生することあらば吾始め村民舉て教會に加盟せしと斷言して歸宅す其後信徒數名身体は清水を濯ぎて手踊りを爲すこと當日午前六時より其夜を通し翌日午後三時に及ぶも更に甦る摸様も見えず故に親族の者曰く最早死体も腐敗に傾き臭氣漸く發せんとす再生を祈らんよりハ葬式の準備を爲すに如すと爰に漸く葬式の準備に取掛り

といふ夫生者の死するは順にして死者の甦るを逆なり落日何ぞ  
 再び西山に昇らんや斯る順逆の理の方今八歳の學童も猶能く之を  
 知るいかに無學文盲の愚民といへども斯る見易き道理の解するこ  
 に能はざるや實に天理教徒の明治の愚民開化の野蠻人といふも酷  
 言にあらざるなり又産婦の腹帯を爲さずして安産し産後床に座せ  
 ずして業に就き何の障りのなき者あるも是等ハ習慣と体力の強健  
 よよるものにして決して神を信じたるの故にあらざる彼の貧婦乞食  
 を見よ貧窮に迫りて普通の胎養を爲すを得ず其産後といへども數  
 日間床に座するを得ず然れども産後母子共に通常人よりも壯健な  
 る者あるにあらずや是皆習慣と其体力の強壯の爲す所なれば一般  
 人の例ふべき所にあらず然るに愚婦が彼の趣意を妄信し故らに腹

帯を爲さず産後直に業に就き爲に疾病を醸し母子共に終に死に至  
 りし者も往々見聞する所の事實なり彼等ハ身体の強壯ならざるに  
 從來の胎養法を破りし故に斯る不幸に陥りしものなり誠に自業  
 自得といへば實に慙むべき味者なり然れば産婦たる者ハ身体の強  
 弱に拘らず從來の習慣に隨ひ相應の胎養を守るハ啻に其母子の爲  
 のみならず實に社會の爲なり其腹帯を用ひざれば何なる利得  
 がある産後床に座せざれば何程の利益がある斯る眼前の小利  
 に惑ひて危険の業を爲し終に身を誤り延て社會の不幸を買ふ如き  
 ハ國家の爲眞に悲むべき所業にあらずや又該教會の作物肥の援  
 けといふ糠と灰と土と各三合宛調合して田畑に散布すれば肥料一  
 駄の代用を爲すとの説を妄信し無智の農民田畑に肥料を施さず彼

の物を散布し置きし故に現に作物の枯死せし所もありといふ實に物産繁殖の進路を害し國家經濟の障碍を爲す又該教徒が教義に惑溺し資財を散し家産を破りて意とせず毫も自他を利益することなきに彼の遊野郎が娼婦に迷溺して破産すると同一般なり余或る村に至ると該村の相應の農夫の天理教會の爲に田畑家宅を賣却する時に其親族集り來りて曰自今該教會を脱し正業に就くなれに相當の資金を貸與へんといふも妄信者更に之を聞いれず猶此上に教會を脱せよといふなれば最早吾を殺し吳よといへりしと實に無智妄信の固結團いめんともすること能はず實に恐るべし又或る所の村童余に戯れて曰く天理王の踊りに惡しきを拂ひて助けたまへ天理王の命と唱ふるに彼の屋敷を拂ひて田賣たまへ天貧乏の命と

ある意ならんといひり實に左もあるべし該教徒の槩ね家屋敷を拂ひ田畑を賣り自ら無一物の命となりて狂ひ踊るに彼等が常態なり豈國家の前途を憂る者誰の之の撲滅の方法を講究せざらんや

○撲滅の方法

天理教會の人智の發達を妨げ社會の進路を害するの實況は前來既に之を詳論し盡したり斯く社會に弊害あるものと認めつゝ之を傍觀に付し去る如き所謂愛國心の乏しきが致す所なり苟くも社會の進歩を祈り國家の隆盛を希ふ者誰の之の撲滅の方法に従事せざらんや然るに爰に一不審なり斯る害毒の顯然たる天理教會を政府何故に許可したるや是なり天理教會徒の教會擴張の口實とする所只官許の二字にあり然れども政府の前に神佛二道の教務ハ悉皆之

と其管長に委任したるが故に教義の講究教會の設置教職の進退等  
 渾て管長の職權内に屬す故に此職權外に立て而も其主義の公然社  
 會の秩序を紊乱する如き彼の神代復古請願へ政府直に之が解散を  
 命じたり然るに天理教會へ素より神道に屬し十柱神を合祀して天  
 理王命と稱し信徒相寄して一の教會講社を結び以て該教義を講究せ  
 んとするの表面上の主意なり故に管長之を是認し政府之を許可し  
 たるの當然のことなり而して余が詳述したる主意は其裡面上所謂  
 彼が秘密主義なれば管長へ素より政府の曾て知らざる所なり特に  
 方今政海の繁忙なるの時に際し政府何ぞ管長委任の件に立入るの  
 違あらんや然れども其始め之を是認し之を許可したるものといへ  
 ども後日に至り弊害の生ずるあらば之を矯正するの直接管理者即

ち管長の責任とす管長ハ誰人ぞ稻葉子爵其人なり爰を以て天理教  
 會の蔓延して其害毒を蒙りたる地方の村長又ハ有志者より該教會  
 に關し質問或に勸告書を稻葉子爵に送ること數向に及ぶも未だ一  
 回も其返答を得ずといへり又各新聞雜誌上天理教會に關し稻葉子  
 爵に質すとの文言を載ることあり然るも稻葉子爵更に知らざるもの  
 如し爰を以て余も稻葉子に書面を送るの無効なるを認知し自身  
 東上して子に面し直談判を試みんと決心なれども未だ果さず余  
 各地巡回中或る所に於て天理教會徒五六輩余に質問を請ひし故に  
 許して之に面す該教徒曰君ハ天理教會は有害なる者の如くいへる  
 れども決して左るものにあらず論より証據にハ吾が天理教會ハこ  
 れ政府の許可したるものなり然るに君がいふ如き害悪なるものな

れば政府何ぞ之を許可せん官の許可するものは官の保證する所のものならずや余試に問て曰然らば官の許可したるものは皆悉く善きものばかりなるやと教徒口を揃て然りと云ふ爰に余曰然らば彼の貸座敷藝妓娼妓及ぶ骨子骨牌米相庭等皆是官の許可したるものなり是等は皆善きものなるや否とも善き物なりとの確答は出来ざるべし今汝等に一人の放蕩息子ありて日夜貸座敷に流連し藝妓に溺れ込みて貴重の日子と金錢を消費し爲に終に家産を破らんとする時汝等其子息に對ひ汝何故に貸座敷如き所に通ひ藝妓如き者に溺るゝやと意見するよ其子息の曰私に決して悪き所に通はず又悪き者に溺れず其故は私の貸座敷に通ひ藝妓を愛するなり而して貸座敷藝妓共に官の許可したる官許營業者なり若彼等は父

の云るゝ如き悪き者なればよも官府の免許せざるべし官の免許は官の保證する所なり已に私の官府の保證附の物を愛するなれば決して悪き者に溺れず請ふ父安心せよと云はば普通の辨解として容るや父として此言の容ざるなるべし其他骨子骨牌等亦皆準じて知るべし然れば假令官の免許物といへども其實地に施しての利害得失は各自に辨別取捨するの普通の常法なり爰を以て天理教會の一旦管長の是認し官府の之を許可したるものなりといへども其實地を施し害毒の顯然たるものなれば教徒等が官許の三字を冠り免許風を吹すも毫も恐るゝ不足らず言論攻撃以て彼等が邪根を撲滅するの愛國志士の本分なり豈勇進せざるべけんや而して其撲滅の方法は彼の壓制的規約の如き又威赫的壓伏の如きは是唯一時の窮策に



して眞に撲滅の良法といふべからず然らば撲滅の良法如何といふに曰く群衆の愚蒙を啓發するに在り而して蒙を啓くハ普通教育に依らざるべからず教育の程度進歩するに至れば彼の佛理哲學の如き高尚深遠の妙理を知らざるも天理教會の如き妄誕怪説を迷信する者ハあるべからず故に天理教會撲滅の良法ハ必らず教育の隆盛を謀るにありといふべし然れども之は唯世間の一般普通の所論にして宗教界即ち佛教上はりいへば破邪顯正ハ佛陀世尊の本行なれば苟くも其末弟に班する僧侶ハ必らず破邪顯正を以て己が責任とせざるべからず然らば耶蘇教の如き天理教會の如き邪誕妄説の蔓延して佛の法田を荒し佛の教域を侵すハ僧侶の責任を盡さざるの結果なれば精神ある僧侶ハ宜しく責を負ひて進退を決すべし然る

は天下十方の僧侶中無精神者多く己が責任の何たるを解せず從來の弊風に安眠し僧侶ハ葬式請負人の如く寺門ハ法事申込所の如く思ひ布教傳道ハ曾て本務にあらざる所とて假令吾が寺檀の者が邪教に惑溺するも一言之を教誡することなく剩へ他人の之を攻撃するを見て佛ハ慈悲忍辱を以て本とする所なれば余りに他教を攻撃するは佛の本旨にあらざる採といひて之を制止するものあり是慈悲忍辱にあらざる卑屈臆病なり無氣力無精神なり其故いひんとなれば現在吾が寺有縁の檀信徒が斯る邪路に迷漫するに之を救助することと爲さずして放任し置くが如き不親切無慈悲なる所爲を何ぞ慈悲忍辱といふべきや抑佛陀の慈悲を施さずして拆伏攝取の二門あり其拆伏門とは濫容を以て化し難き邪惡の徒に對しては忿怒の威相

を現し法劍を振りて以て邪徒を拆伏すこれ不動明王なり其攝取門  
 とは邪惡の暴徒にあらざる者に對しての温容慈顔を示して之を攝  
 取す地藏觀音これなり然らば拆伏攝取の二門の對機に應じて開く  
 所異なりといへども何れも慈悲忍辱の本旨にあらざるといふことな  
 り爰を以て彼の天理教徒の如き道理の世に生息しなむら無道理的  
 の妄説を信じて狂奔する輩は眞正なる道理を證明し以て彼の邪  
 妄を攻撃破倒するは捨邪歸正の大慈悲にあらざるして何ぞや而して  
 其眞正なる道理といふに即ち佛教所説の因果の道理これなり抑因  
 果應報の道理は宇宙の一大公道にして萬世不改の眞理なり故に天  
 地世界万般の事物皆悉く因果の範圍を脱する能はず然りとといへど  
 も知識の乏しき愚民は對しての遠く來世の因果を説くより近く

現在目前見事の因果を示し以て因果報の理法の万世變ずべから  
 ざる理由を認知せしめ因果の種子として衆人の心田に養成するこ  
 とを得るに至らば何ぞ彼の天理教會の如き妄誕邪説を誘惑せらる  
 べきや古語に飢饉に藁を噛むといへり我邦從來の佛教徒は其心  
 中に佛教の眞理を信受したるもの少く槩ね藉を佛教に載せたるま  
 での者多し所謂戶藉佛教にして心中更に佛教なし殆んと宗教の飢  
 饉に逢ひたるも如く心中空しきも故に彼の天理教會の如き藁を噛  
 みたるなり誠は萬古不變の眞理無量壽を保たしむるの法米の無盡  
 藏にあるよも抱らず衆人をして空腹に苦しめたるはそも誰人の咎  
 なるや僧侶諸師少しく省察して可なり故に余は天理教會撲滅の良  
 法は通じては世間教育の隆盛を謀り別しては佛教因果の理種を衆

人の心田しんてんに播植はくちくするにありとらふなり

天理王辨妄 終

# ○廣告

羽根田文明居士撰述

## 一佛教新唱歌集

全一冊

●正價拾錢  
●郵稅貳錢

(六月中出版)

目次○寶祚無窮○愛國護法○十二月○法の歌○四恩○十善○無常  
 ○哀傷○念佛○題目○演說○說教○授戒○佛誕會○涅槃會○聖德  
 太子奉讚○弘法大師功讚○圓光大師降誕會○同御忌會○見真大師  
 降誕會○同報恩講○教會○少年教會○青年教會○婦人教會○慈善  
 會○軍人教會○横死者追吊會○戰死者追吊會○教會員追吊會○破  
 邪顯正

右ハ國粹館主文明居士の世に佛教唱歌の乏しきを憂へ潜心考按終  
 に獨得の新意匠唱歌數百首を撰述せられたり其歌体の優美にして  
 音調の清麗なるハ世間未だ其例を見ざる處にして實に新唱歌集の  
 名に背かず請ふ有志家諸士一本を購求して其良否を驗したまへ

明治廿六年六月一日印刷  
同 年六月廿日發行

正價金拾錢

滋賀縣平民

著述者

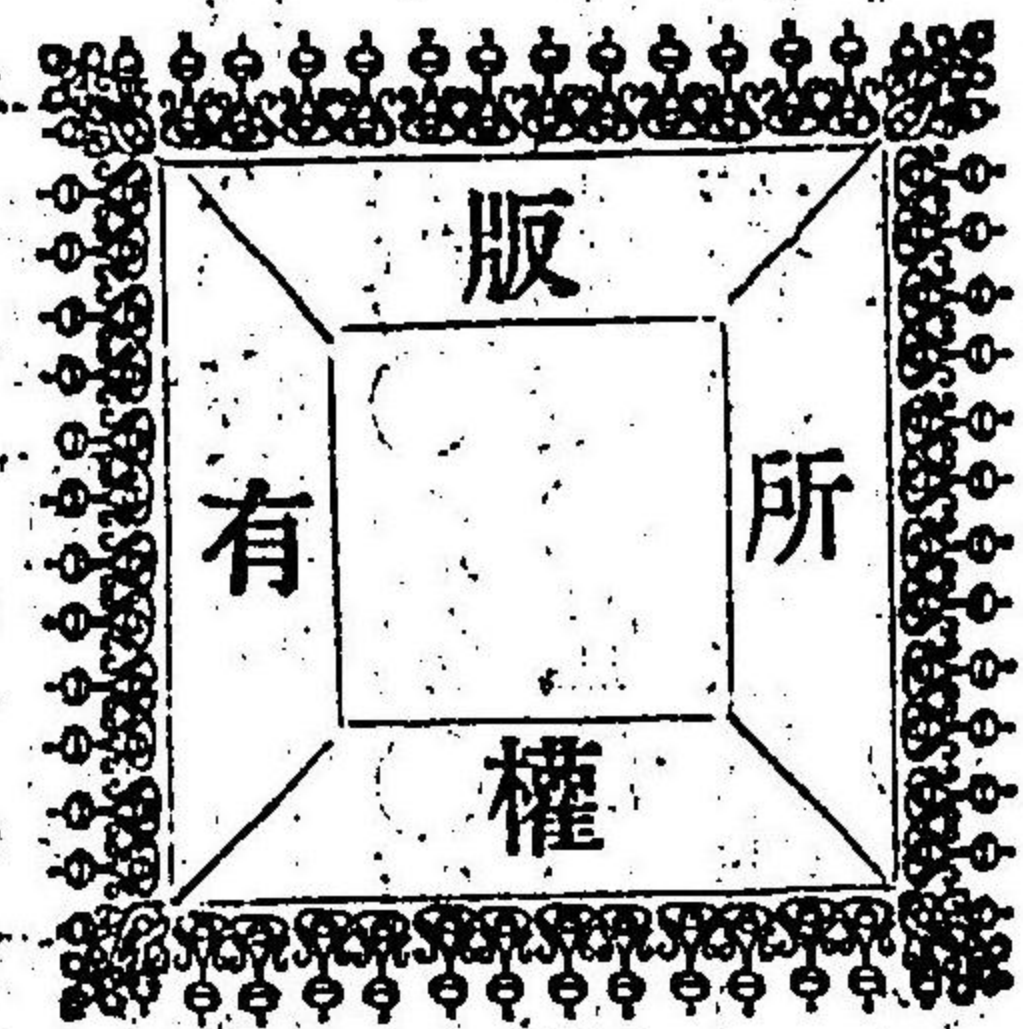
羽根田文明

京都市上京區蘇屋町通姉小路  
北入中白山町第十番戶寄留

印刷者

西村七兵衛

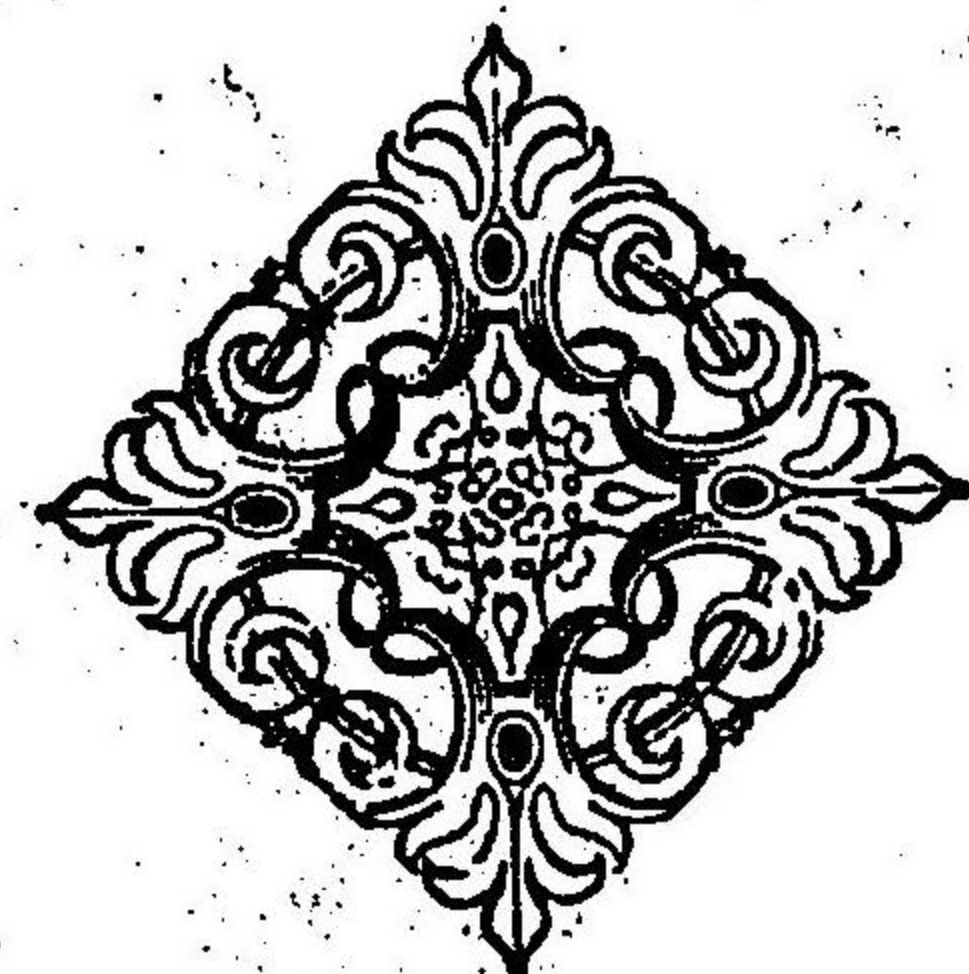
京都市下京區中珠數屋町通  
烏丸東入廿八番町廿二番戶

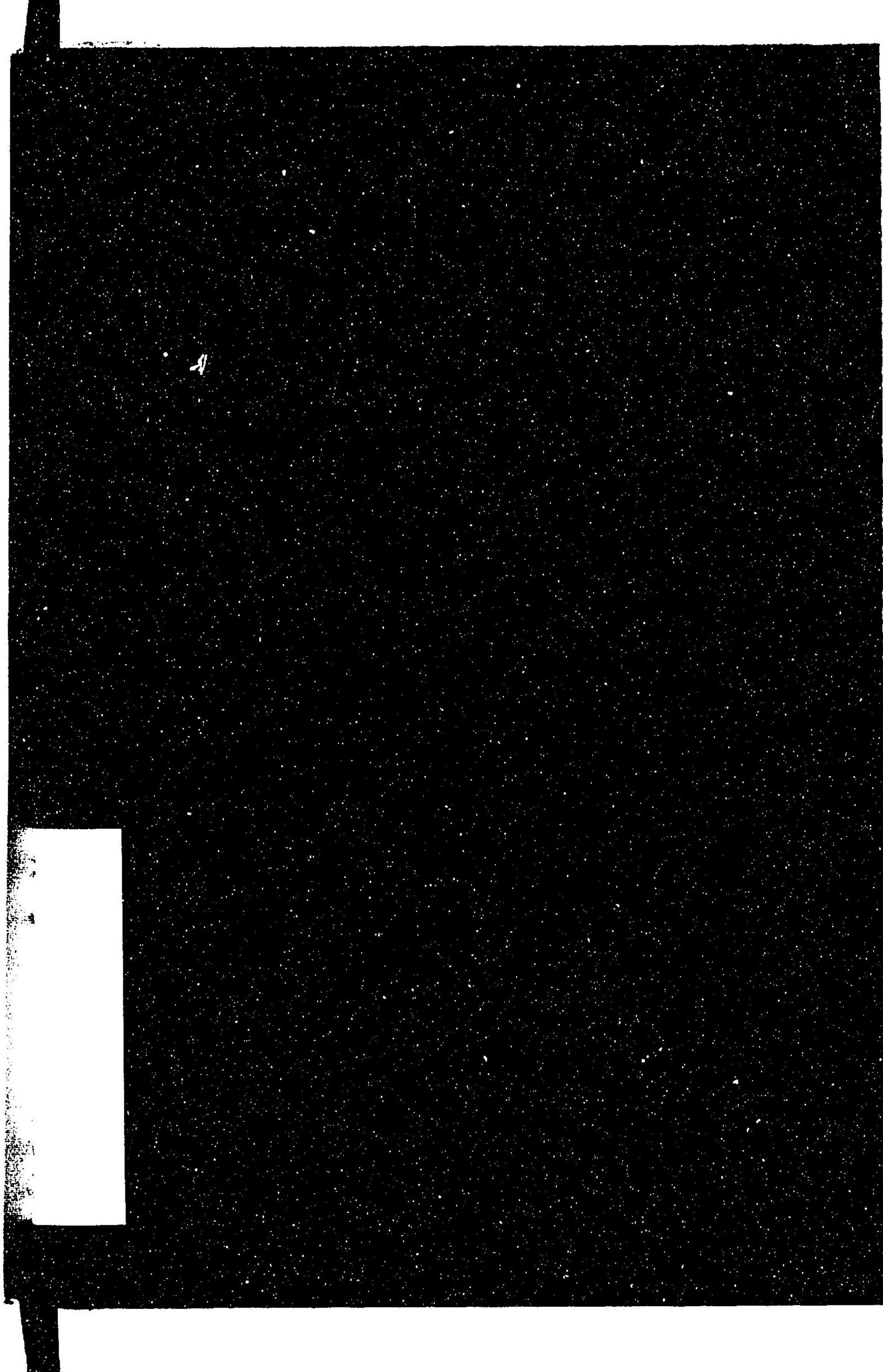


發行所

京都市東六條  
中珠數屋町

西村法藏館





特46

616

天理王辨妄

国立国会図書館

014425-000-8

特46-616

天理王辨妄

羽根田 文明/著

M26

ABB-0803

